

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業者運営規程

社会福祉法人 景福会

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人景福会が開設する、唐孔雀園ケアプランサービス（以下「事業所」という。）が行なう短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の直接処遇職員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の直接処遇職員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、施設において日常生活を営むために必要な保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、要介護者等からの依頼を受けて、介護サービス計画・介護予防サービス計画（状態把握）を作成するとともに、施設における生活の提供その他の便宜に提供を行なう。

2 事業の実施に当っては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする

- 1 名称 唐孔雀園ケアプランサービス
- 2 所在地 久留米市青峰三丁目12-1
(特別養護老人ホーム唐孔雀園 事務室)
- 3 事業所の入所定員 空床は特別養護老人ホーム 唐孔雀園入所定員内併設ショートステイは7名とする。

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び勤務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 施設長・福祉施設士・社会福祉主事資格1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なうとともに、自らも短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を行なうものとする。
- 2 サービス提供責任者 介護福祉士等寮母・寮父等直接処遇職員また、間接処遇職員は、事業所に対する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護のサービス提供者等に対する技術指導、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介

護支援計画の作成等を行なう。

- 3 サービス提供者等 生活相談員、社会福祉主事資格1名
サービス提供者等は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護支援サービスの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 年間
 - 2 営業時間 終日
- 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容)

第6条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 1 介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行う。
- 2 事業所は、1週間に二回以上、適切な方法により利用者を入浴させ、または清拭をさせる。
- 3 事業所は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 事業所は、オムツを使用せざるを得ない利用者については、おむつを適切に取り替える。
- 5 事業所は、前各項のほか、利用者に対し、離床・着替え・整容等の介助を適切に行う。
- 6 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行うこととする。
- 7 事業所は、利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営む上で必要な機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。
- 8 事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用料等)

第7条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用者の額は、負担割合によるものとする。

- 2 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に要した交通費は、次の額を徴収する。
- | | | |
|----------------|-----------|------|
| ① 事業所から、片道おおむね | 5キロメートル未満 | 200円 |
| ② 事業所から、片道おおむね | 5キロメートル以上 | 250円 |

(*ただし交通費は、実費の範囲内で設定する。)

- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名、記名押印を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業者等は、事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第8条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行う。

(虐待の防止)

第9条 虐待の発生またはその再発を防止するため、担当者を置くとともに以下の措置を講じる

- (1) 虐待防止検討委員会を定期的に開催し、その結果を職員に周知する。
- (2) 虐待防止のための指針を整備し、研修を定期的(年2回)実施する。

(身体的拘束等の適正化)

第10条 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に一回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、久留米市とする。

(非常災害対策)

(その他運営についての留意事項)

第12条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業所は、短期入所生活介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

①採用時研修 採用後2ヶ月以内

②継続研修 年4回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から一部改正施行する。

この規程は、平成21年4月1日から一部改正施行する。

この規程は、平成21年6月1日から一部改正施行する。

この規程は、平成21年12月22日から一部改正施行する。

この規程は、平成23年10月1日から一部改正施行する。

この規程は、平成26年1月1日から一部改正施行する。

この規程は、平成30年4月1日から一部改正施行する。

この規程は、令和3年4月1日から一部改正施行する。

この規程は、令和3年8月1日から一部改正施行する。

この規程は、令和6年4月1日から一部改正施行する。